

○ 社債、株式等の振替に関する命令第六十二条の規定に基づき、特定個人情報の提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを定める件（平成二十六年金融庁告示第三十四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>社債、株式等の振替に関する命令（以下「命令」という。）第六十二条に規定する金融庁長官が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する金融庁長官が定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）とする。</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の三までに掲げるもの（命令第六十二条の業務規程で定めるものに限る。）の振替を行うための口座を開設した場合において、当該口座の加入者（法第二条第三項に規定する加入者をいう。次号及び第四号において同じ。）から特定個人情報の提供を受けたとき 当該特定個人情報</p> <p>〔二〇四 略〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>一 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号の二までに掲げるもの（命令第六十二条の業務規程で定めるものに限る。）の振替を行うための口座を開設した場合において、当該口座の加入者（法第二条第三項に規定する加入者をいう。次号及び第四号において同じ。）から特定個人情報の提供を受けたとき 当該特定個人情報</p> <p>〔二〇四 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。